平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県南九州市川辺町中山田1955番地
債務者　南　　優子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県指宿市十二町2295番地１
債務者　盛貴　裕美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第５３１号
宮城県名取市増田１丁目７番２号　藤コーポＮＯ１　８号
債務者　渡部　一雄
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５３号
宮城県名取市杜せきのした３丁目５番地の３ワイズエスポワールＢ201、従前の住所宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目１番29号
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
仙台市宮城野区小田原山本丁100番地の９ライオンズマンション金剛院第２―204
債務者　加藤　和美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
仙台市宮城野区新田４丁目９番19―402号
債務者　高橋　結子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福島県いわき市勿来町白米林ノ中30番地の379　県営住宅５－１
債務者　鈴木　幸代
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４９号
福島県いわき市内郷宮町蛭子81番地
債務者　柳内　靖子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１４６号
長野市柳町１番地６　ＫＫビル203
債務者　牧　　宏之
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
長野市大字安茂里695番地１
債務者　神田　　忍
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4154番地１
債務者　加藤　新一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
岐阜県可児郡御嵩町中1608番地38
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３２号
静岡県下田市河内1273番地の16
債務者　小林　瑠都（旧姓常松）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第８９７号
名古屋市緑区大高町字北南休３番地の６、従前の住所名古屋市中川区宮脇町２丁目38番地ルミエール宮脇102号
債務者　吉田　利一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１５号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地２棟206号
債務者　喜屋武ロナルドこと　ＤＡ　ＣＵＮＨＡ　ＫＩＡＮ　ＲＯＮＡＬＤＯ
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２６号
名古屋市天白区島田２丁目519番地の１　メゾン美芳101号
債務者　野間　忠幸
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５９号
愛知県小牧市小牧原２丁目79番地
債務者　市原　歩美（旧姓木本）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部